



滋 夕 第 209 号  
令和 3 年 8 月 19 日

滋賀労働局長 待鳥 浩二 殿

一般社団法人滋賀県タクシー協会  
会 長 田畑 太

## 令和 3 年度滋賀県最低賃金の改正に対する異議申出書

謹啓、平素は、何かとご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 8 月 4 日に滋賀地方最低賃金審議会から貴職に答申されました最低賃金について、以下のとおり異議の申し出を致します。

(内容)

賃金の引き上げが実現し、滋賀県の経済が活性化することは当タクシー業界としても強く願望するところです。

しかしながら、今回の答申は、時間額を現行の 868 円から 28 円引き上げることが適当とするもので、これは事業における賃金の支払い能力を全く無視したものであり誠に遺憾であると言わざるを得ません。労働集約型産業の当業界としては極めて厳しく、最低賃金の改正決定に当たっては慎重にご審議いただくことをお願いいたします。

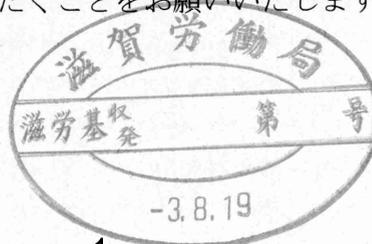
(理由)

最低賃金につきましては、毎年大幅な引き上げが続いており、労働集約型産業であり必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー業界にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫する要因になっています。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響は極めて深刻であって、タクシーによる輸送人員、営業収入が激減するという甚大な影響をうけております。多くのタクシー事業者においては、歩合給という賃金制度を取っていることから営業収入の激減は、直接最低賃金割れを引き起こして、不足分を事業者が全額負担せねばならない状況にあります。

事態の収束が全く見通せない中で、タクシー事業者は雇用調整助成金を最大限活用しながら運転者の雇用を継続しており、もし最低賃金が引き上げられれば、多くの事業者が事業継続困難な状況に追い込まれ、廃業は必至となります。

貴局におかれましては、タクシー業界の実態をご理解いただき、最低賃金の改正決定に当たっては慎重にご審議いただくことをお願いいたします。





2021年8月20日

滋賀労働局長 待鳥浩二様



住所 〒520-0051 滋賀県大津市梅林 1 丁目 3-30  
電話 077-521-2536

滋賀県労働組合総連合  
議長 岡本 恭治

## 滋賀県最低賃金の改正決定に対する異議申し立て

私は最低賃金法 12 条の規定に基づき、以下の通り異議を申し立てます。

### 1. はじめに

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様に敬意を表します。滋賀地方最低賃金審議会は、8月4日、今年度の滋賀県最低賃金の改定について、現行の868円を28円引き上げて896円にすると答申しました。コロナ禍の厳しい経済状況・地域事情、人口動静など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であろうとは思いますが。

異例なことに答申文に入れられた要望の文言は、この間私たちが求めていたことと一致します。コロナ禍の厳しさが背景にあるとはいえ、大きな前進だと歓迎します。ぜひこの内容を受け止め力を尽くしてください。

しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」が実現できる水準には届いていません。

### 2. 審議の公開を

審議会事務局の労働局と審議会は結論を導いた議論過程を明らかにすることが必要だと考えます。その公開なしに「異議があれば理由を示して申し出よ」というのは乱暴です。審議회를傍聴していますが、参加する委員の方々の意見はそこでは全く話されていません。弁護士会や青年団体、私たち労働組合の意見が審議会に出されており、それらに何らかの形で理解が得られるよう答えるべきですが、審議会からはその努力のかけらさえ見られません。賃金室長が審議要旨を速やかに公表すると第1回審議会で発言しましたが、8月19日現在1回目がHPに掲示されているのみです。昨年あった専門部会と小委員会については記載すらありません。

今年は例年と違い答申案に対する賛否の席で、使用者委員が全員反対との意思表示でした。

その理由を聞きたいと強く願います。また、公益委員、労働者委員の意見をそれぞれの口から聞きたいと願います。それは県民すべてが、とりわけ最賃近傍で働く労働者が知り得て当然の情報です。審議会の決定は、労働者の生活や事業運営について大きく影響するものであり、しかも行政が行う審議会であるにもかかわらず、県民の財産といえる情報の公開に対して全く誠実ではありません。結論に至る肝心の審議内容を一切公開・公表せず“密室”で決められては、理解のしようがありません。審議の全面公開を改めて求めます。

### 3. 資料の妥当性

審議会に出された資料の妥当性に疑問があります。第1回審議会で出された費目別標準生計費の数字があまりにも実態と乖離しています。額の少なさとともに、同月比であるにもかかわらず数年間の動向の中で最大5万円以上も違うなどありえません。この数字を参考にして28円増を導き出されたとは必ずしも考えませんが、審議会に出される資料として信用に値する妥当な質のものなのかという強い疑念を持ちます。

是非とも私たちの全国の仲間が調査している「最低生計費調査」の数字を参考にさせていただきたいと考えます。

### 4. 最賃1500円、全国一律化

県労連加盟の組合がすでに出した意見と重複しますが、私たちが加盟する全国組織の全労連では全国各地で最低生計費調査をおこなっています。全国どこでもおおよそ1時間当たり1500円から1600円が必要と試算が出ています。またこの調査の結果は、都会だから高い、地方だから低いとは必ずしもなっていません。労働人口の流出を招くため滋賀にとって通勤圏内である兵庫大阪京都との差は大きな問題です。調査の結果からは暮らせる賃金へ全体を引き上げることと、全国一律化が求められているのは明らかです。

何より、賃金の下限を決めることのできる数少ない制度の中で、暮らせない賃金を定めてしまうことは大問題です。私たちの仲間が最低賃金額で生活できるかと毎年調査しています。最低賃金額では身体的にも精神的にも厳しいということも、調査結果は明らかにしています。事業主の体力とは別に生活困難な額を合法にしてしまうことに大きな疑問があります。

### 5. 終わりに

以上のことから滋賀地方最低賃金額を28円引き上げ、896円とするとした答申については不服です。せめて暮らせる賃金額となりうる最低賃金額への展望を示すべきです。再審議を求めます。

以上

滋賀労働局  
局長 待鳥 浩二 様



2021年8月18日

コープしが  
執行委員長 山

## 2021年度滋賀県最低賃金の改定決定について（答申）への異議申し立て

2021年8月4日滋賀地方最低賃金審議会にて、28円引き上げの896円（3.23%）という答申が示されました。以下、情勢を踏まえ、異議申し立てを行うものです。

### 1. 最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の是正を

大災害と感染症の時代の中で、日本と地域経済の好循環に必要なものが最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正だと考えています。

私たちコープしが労働組合は、全労連と地方組織が取り組んできた「最低生計費試算調査」の結果をもとに「8時間働けばふつうに暮らせる」最低限度の賃金は月額24万円、時間額1,500円以上（月150時間）として、最賃額の大幅な引き上げを求めてきました。

しかし、滋賀地方最低賃金審議会が労働局長に答申した896円は28円の引き上げにとどまり、私たちが求めている1,500円どころか、1,000円にも大きく届かない金額となっています。

最低賃金の地域間格差についても一番高い東京都との差は145円と大きく開いており、都市部と地方との経済的格差が縮まっていく展望を描けません。

また、私たちは、最低賃金の引き上げには中小企業支援策の強化が欠かせないと主張してきました。今年の滋賀地方最賃審議会の答申では、中小企業・小規模事業者への支援策の構築を行うよう要望が盛り込まれ、その意義は大きいものと言えます。あわせて、事業の公正な競争を確保するため、人件費上昇分を価格転嫁できる行政の監視、コロナ禍の緊急事態宣言やまん延防止措置が招いた経済活動停滞により深刻な影響が出ている業種への支援強化などについても示される必要があると考えます。

最低賃金を大幅に引き上げることと、そのためには何が必要かということに対し、さらなる審議を尽くされることを求めるものです。

### 2. 透明性のある審議会の構築を

滋賀地方最低賃金審議会の労働者委員は特定のローカルセンターに偏った選出が行われていません。私たちコープしが労働組合が加盟する滋賀県労連は一貫して排除され、コロナ禍のもとで生活実態におかれているエッセンシャルワーカーや非正規労働者も選出されていません。また、専門部会は非公開となっており、審議は極めて不透明な状況にあります。

滋賀地方最低賃金審議会には、4割近くを占める非正規労働者や低賃金な状況に置かれている女性、若者など広範な県民の意見を聞く責務があります。

審議委員は公正かつ広範な労働者をから選出するとともに、審議の経緯を広く県民に公開するよう強く求めるものです。

以上



# 写

滋労発基 0823 第 1 号  
令和 3 年 8 月 23 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長  
待鳥 浩二

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、一般社団法人滋賀県タクシー協会、滋賀県労働組合総連合及びびコープしが労働組合から最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。



## 令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※）	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日
北海道	C	28	889 ( 861 )	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 ( 793 )	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 ( 825 )	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 ( 792 )	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 ( 793 )	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 ( 800 )	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 ( 851 )	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 ( 854 )	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 ( 837 )	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 ( 928 )	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 ( 925 )	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 ( 1013 )	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 ( 1012 )	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 ( 831 )	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 ( 849 )	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 ( 833 )	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 ( 830 )	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 ( 838 )	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 ( 849 )	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 ( 852 )	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 ( 885 )	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 ( 927 )	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 ( 874 )	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 ( 868 )	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 ( 909 )	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 ( 964 )	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 ( 900 )	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 ( 838 )	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 ( 831 )	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 ( 792 )	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 ( 792 )	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 ( 834 )	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 ( 871 )	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 ( 829 )	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 ( 796 )	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 ( 820 )	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 ( 792 )	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 ( 842 )	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 ( 792 )	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 ( 792 )	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 ( 793 )	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 ( 792 )	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 ( 902 )	28		-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額



## 写

令和 3 年 8 月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 平 井 建 志

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 3 年 8 月 4 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
石井 利江子	池内 正博	石田 秀幸
佐野 洋史	大江 彰宏	中村 宏幸
平井 建志	大西 省三	西田 保夫

# 写

令和 3 年 8 月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 平 井 建 志

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・  
黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無  
について（報告）

当小委員会は、令和 3 年 8 月 4 日滋賀地方最低賃金審議会において付託され  
た標記について、慎重に審議した結果、滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製  
品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金について改正決定する  
ことを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員  
石井 利江子  
佐野 洋史  
平井 建志

労働者代表委員  
池内 正博  
大江 彰宏  
大西 省三

使用者代表委員  
石田 秀幸  
中村 宏幸  
西田 保夫

# 写

令和 3 年 8 月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 平 井 建 志

滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 3 年 8 月 4 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
石井 利江子	池内 正博	石田 秀幸
佐野 洋史	大江 彰宏	中村 宏幸
平井 建志	大西 省三	西田 保夫

# 写

令和 3 年 8 月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 平 井 建 志

滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について  
(報告)

当小委員会は、令和 3 年 8 月 4 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
石井 利江子	池内 正博	石田 秀幸
佐野 洋史	大江 彰宏	中村 宏幸
平井 建志	大西 省三	西田 保夫

# 写

令和 3 年 8 月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 平 井 建 志

滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の  
有無について（報告）

当小委員会は、令和 3 年 8 月 4 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員

石井 利江子

佐野 洋史

平井 建志

労働者代表委員

池内 正博

大江 彰宏

大西 省三

使用者代表委員

石田 秀幸

中村 宏幸

西田 保夫

# 写

令和 3 年 8 月 18 日

滋賀地方最低賃金審議会  
会長 平 井 建 志 殿

滋賀地方最低賃金審議会  
特別検討小委員会  
委員長 平 井 建 志

滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について  
(報告)

当小委員会は、令和 3 年 8 月 4 日滋賀地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議した結果、滋賀県各種商品小売業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりである。

## 記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
石井 利江子	池内 正博	石田 秀幸
佐野 洋史	大江 彰宏	中村 宏幸
平井 建志	大西 省三	西田 保夫